

新旧対照表

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）新旧対照表

改正案

現行

第1条（略）

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条（略）

第4条 条例第4条第5号に規定する知事が特に必要があると認める占用は、別表第2の占用の形態の欄に定める占用とし、当該占用に係る占用料の免除の範囲は、同表の免除の範囲の欄に定めるとおりとする。

別表第2（第4条関係）

別表第2（第4条関係）

番号	占用の形態	免除の範囲
14	（略）	占用料の全部
15	<u>道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器のために占用するとき。</u>	占用料の全部
16	<u>電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器のために占用するとき。</u>	占用料の全部
17	<u>無電柱化の推進に伴い、地中に設ける管路、とう道、マンホール及びハンドホールのために占用するとき。</u>	占用料の全部
18	<u>アーケードのために占用するとき。</u>	条例で定める

番号	占用の形態	免除の範囲
14	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設のために占用するとき。	占用料の全部
15	<u>アーケードのために占用するとき。</u>	条例で定める額に100分の80を乗じて得
16	<u>既存の電力線、電話線等の電線類を地中化することに伴い、これらと一体不可分な物件を路上又は地下に設置するために占用するとき。</u>	条例で定める額に9分の8を乗じて得た額
新設	<u>（新設）</u>	新設
17	<u>既存の電力線、電話線がない道路において、新たに電</u>	条例で定める

		<u>額に100分の80を乗じて得た額</u>
<u>19</u>	(略)	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)
<u>21</u>	(略)	(略)
<u>22</u>	(略)	(略)
<u>23</u>	(略)	(略)
<u>24</u>	(略)	(略)
<u>25</u>	前項の占有物件と一体不可分な変圧器等の地上機器のために占有するとき。	<u>条例で定める額に9分の8を乗じて得た額</u>

	<u>線類を地中化することに伴い、これらと一体不可分な物件を路上又は地下に設置するために占有するとき。</u>	<u>額に9分の8を乗じて得た額</u>
<u>18</u>	公益法人が設ける有線テレビ（CATV）の架空道路縦断電線として占有するとき。	条例に定める額に100分の50を乗じて得た額
<u>19</u>	上空に設ける看板のために占有するとき。	条例に定める額に100分の30を乗じて得た額
<u>20</u>	柱類に添加された公告のうち巻付公告として占有するとき。	条例に定める額に100分の65を乗じて得た額
<u>21</u>	工作物等に添加する携帯電話等の小型無線基地局、その他これらに類する小型の無線基地局のために占有するとき。	条例で定める額に100分の70を乗じて得た額
<u>22</u>	駐車場（別表第1の4の項に規定する路外駐車場を除く。）のために占有するとき。	条例で定める額に100分の50を乗じて得た額
<u>23</u>	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占有料を徴収するものに限る。）のために占有するとき。	条例で定める額に100分の20を乗じて得た額
新設	新設	新設

26	(略)	(略)	24	政令第16条の2に規定する歩行者利便増進施設等のために占有するとき（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置が講ぜられるときに限る。）。	条例で定舞える額に100分の90を乗じて得た額
----	-----	-----	----	--	-------------------------

新旧対照表（附則第2項関係）

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年沖縄県規則第35号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p><b>附 則</b></p> <p>1 この規則は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県道路占用料徴収条例施行規則別表第2の18の項に定める免除の適用があるものについては、施行日以後は、改正後の沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第2の18の項の規定にかかわらず、当分の間、占用料の全部を免除するものとする。</p> <p>3 この条例の施行日以後、新規則別表第2の18の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、当分の間、占用料の全部を免除するものとする。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 この規則は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県道路占用料徴収条例施行規則別表第2の16の項に定める免除の適用があるものについては、施行日以後は、改正後の沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第2の16の項の規定にかかわらず、当分の間、占用料の全部を免除するものとする。</p> <p>3 この条例の施行日以後、新規則別表第2の16の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、当分の間、占用料の全部を免除するものとする。</p>

（注） 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。